

第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

1 基本理念

ごみ問題をはじめとした環境保全に対する市民の意識が高まる中、国においては、地球環境を保全するために、循環型社会や自然共生社会、低炭素社会などの形成に向けた法律や計画などの整備が進められており、私たちはこれまでのライフスタイルや事業活動などを見つめ直し、ごみの発生や天然資源の消費、温室効果ガスの排出などをできる限り抑制し、将来にわたって人々が充実した暮らしを享受できる社会にしていく必要があります。

さらに、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえて、上田地域での循環型社会、自然共生社会、低炭素社会づくりへの統合的な取組の推進が求められています。

上田市では、こうした統合的な取組による、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すため、市民・事業者の積極的な協力のもと3R（発生抑制・再使用・再生利用）によるごみの減量・再資源化事業に取り組んできたことにより、ごみ排出量は年々減少してきています。

加えて、市民が率先して2R（ごみになるものを断る[リフューズ]・壊れたものを修理して長く使用する[リペア]）を実践することにより、ごみの減量、再資源化が推進されていきます。

循環型社会形成推進基本法では、ごみの処理などにおいて、環境負荷を更に低減する観点から、再生時にエネルギーを多く使うリサイクルに先立って、2R（抑制・再使用）の取組を優先することが定められました。ごみそのものの発生を抑えることで、ごみの焼却由来の温室効果ガスの排出量やごみの埋立量が減少するなど、高い事業効果が期待されます。

上田地域広域連合では、老朽化が進む3つのごみ焼却施設を廃止・統合したうえで地域の人口減少を見据えて、よりコンパクトな施設の建設を計画しています。ごみの焼却により発生する熱エネルギーを再利用する設備の導入を図り、できる限りエネルギー回収に努め、場内電力を賄い、温室効果ガス削減などを図ります。







域内のごみ排出量の約8割を占めている当市では、市を挙げた更なるごみの減量への取組が急務となっております。こうしたことから、上田市では市民・事業者・行政が連携・協力して、ごみの発生抑制を基調とした、資源の循環利用、適正な処分について更に取組を強め、環境負荷の低減や処理コストの抑制などを図り、豊かな自然環境と共生したまちの実現を目指します。

また、世界全体の潮流として、人やモノ、資本が国境を越えて移動するグローバル化が進む中、気候変動や自然災害拡大といった地球規模での課題が発生しており、環境や経済活動といった社会問題にも深刻な影響を及ぼす時代になってきています。このような変化の激しい国際情勢の中で、持続可能な社会の実現を目指し、先進国・開発途上国を問わずSDGs※の達成に向けた取組が始まっています。

国で定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体における各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、官民連携による先駆的な取組により、SDGsの達成と持続可能なまちづくりによる地方創生の実現を目指すこととしており、上田市においても、目標（ゴール）達成に向けた取組を推進していく必要があります。

※SDGs：平成27（2015）年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）から構成されています。

【関連する目標（ゴール）】

	<p>【目標 3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>【目標 6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>

基本理念

みんなが主役 減らそう「ごみ」 目指そう「資源の環」 — 自然環境共生のまちへ —

《込める想い》

市民・事業者・行政は、それぞれの役割分担のもと、相互に連携・協力して、ごみの減量と再資源化に取り組み、健全で恵み豊かな環境の恩恵を将来にわたって享受できるように、豊かな自然環境と共生した暮らしやすい快適なまちの実現を目指します。

【上位計画における理念等】

□第二次上田市総合計画 まちづくりビジョン（10か年計画）

【将来都市像】

『ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市』

【基本理念】

『市民力、地域力、行政力、それぞれが役割を果たし、協働のもと、まちの魅力と総合力を高めます』

□第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画（5か年計画）

【施策大綱】

『安全・安心な快適環境のまちづくり』

⇒第2編 『豊かな環境を未来につなぐ』・循環型社会形成の推進

□第二次上田市環境基本計画

【環境ビジョン】

『光・緑・人が輝く 自然環境共生都市 うえだ』

【施策大綱Ⅲ】

『資源循環と地球環境の保全』

□上田市環境基本条例 前文（抜粋）

この地球環境を保全し、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来にわたって享受できるようにすることは、現在及び将来の人々に対する私たちの責務である。

私たち市民は、それぞれの役割分担のもとに、ともに手を携え協働して良好な自然環境及び健全な社会環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる自然環境共生都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第2節 基本方針

1 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を定めることにより、各種具体的な施策の展開へと繋げていきます。

(1) 市民・事業者・行政との協働によるごみの発生抑制を優先した5Rの推進

各主体がそれぞれの役割を果たし、環境への負荷が少ないごみの「発生抑制」「再使用」といった減量行動を「再生利用」に先立って取り組み、三者協働による循環型社会の形成を目指します。
さらに、市民による2R（ごみになるものを断る[リフューズ]、修理する[リペア]）を実践します。

(2) ライフスタイルの見直しによるごみ減量の推進

各家庭や各事業所は、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を図り、なるべくごみが出ない環境の定着を目指します。

(3) 安心して快適に暮らせる生活環境の保全

市民一人ひとりが、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図り、環境への負荷を小さくするとともに、市は効率的で安定したごみ処理体制を構築し、市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

【施策体系イメージ図】

